

年末調整での 収入金額・所得金額の違い 簡単解説ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年7月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

「収入金額」と「所得金額」の定義と違い

収入金額

「収入金額」とは、ある年に個人が得た収入の総額のことです。給与所得者でいえば、1年間に会社から支給された給与や賞与などの源泉徴収される前の総支給額を指します。例えば、社会保険料や源泉所得税、住民税などを差し引かれる前の額面給与の合計が「収入金額」です。これは一般に「年収」と呼ばれる金額と同じ意味であり、源泉徴収票の「支払金額」欄に記載される金額でもあります。なお、通勤手当や出張旅費などの非課税手当は収入金額に含まれません。

所得金額

一方、「所得金額」とは、「収入金額」からその収入を得るために必要な経費や一定の控除額を差し引いた残りの金額を指します。平たく言えば、課税対象となる所得の金額です。事業所得や不動産所得であれば、収入金額からその年の必要経費を差し引いたものが「所得金額」となります。給与所得者の場合は、収入金額から給与所得控除額（サラリーマンの必要経費に相当するみなし経費）を差し引いた金額が「給与所得」という所得金額になります。

給与所得の金額 = 給与等の収入金額 - 給与所得控除額

このように「収入」と「収入金額」と「所得金額」の違いは、必要経費等を差し引いているかどうかという点にあります。収入金額が「控除前の総額」なのに対し、所得金額は「控除後の金額」であり、所得税・住民税の計算はこちらの所得金額をもとに行われます。特に給与所得者の場合、給与の収入金額に応じて定められた給与所得控除額を差し引くことで給与所得（課税所得）が算出されます。

扶養控除等（異動）申告書における 収入金額（所得金額）の記載

控除対象配偶者（源泉控除対象配偶者）の所得見積額

- 配偶者を扶養に入れる場合、配偶者の当年中の所得見積額を記入します（事実婚の配偶者等は除きます）。この「所得見積額」とは、配偶者の収入から必要経費等を差し引いた金額のことです。例えば配偶者の収入が給与のみであれば、収入金額から給与所得控除額（最低74万円※令和8・9年分）を差し引いた金額が所得見積額となります。
- 記入例として、配偶者の年間の給与収入見込額が150万円の場合、給与所得控除後の所得見積額は76万円となります（150万円－74万円＝76万円）。
- このケースでは配偶者の所得見積額が95万円以下であるため、「源泉控除対象配偶者」に該当し得ます。逆に配偶者の収入が例えば200万円ある場合、給与所得控除後の所得は126万円となり、「所得見積額95万円以下」という要件を超えるため年末調整上は配偶者控除の対象にはなりません（配偶者特別控除の対象となる可能性があります）。

扶養親族の所得見積額

- 16歳以上の扶養親族（子や父母など）について、その年の所得見積額が控除対象の範囲内であるか記載します。扶養控除の対象となる親族は年間所得見積額が62万円以下（給与収入のみの場合は年間収入136万円以下）であることが条件です。したがって、扶養親族にアルバイト収入などがある場合には、その収入金額から給与所得控除額（最低74万円）を差し引いた後の金額を「所得の見積額」として記入します。
- 例えばお子様の年間アルバイト収入見込額が100万円であれば、給与所得控除後の所得見積額は26万円となります（100万円－74万円＝26万円）ので、62万円以下となり扶養控除の対象になります。一方、収入見込額が150万円の場合は所得見積額が76万円（150万円－74万円）となり62万円を超えるため、その親族は扶養控除の対象から外れます（19歳以上23歳未満の親族は「特定親族特別控除」の対象となる場合があります）。記入にあたっては、必ず「所得金額」で判定する点に注意してください（給与収入額そのままを書かないようにします）。
- なお、この所得要件は令和6年分以前は48万円以下（給与収入103万円以下）、令和7年分は58万円以下（給与収入123万円以下）でしたが、令和8年分以後は税制改正により62万円以下（給与収入136万円以下）に引き上げられています。

基礎控除申告書・配偶者控除等申告書 における収入金額の記載

給与所得の収入金額欄

- **自分がその年（1月～12月）に受け取った給与・賞与の総額（額面金額の合計）を記入します。**会社員の場合、多くは勤務先で把握している年間の支給総額を記入することになります（年末時点で実際の金額が確定しているため、源泉徴収票の「支払金額」と同じ値になります）。給与明細や支給額の通知を確認しながら正確に合計額を算出しましょう。

給与所得の所得金額欄

- **上記の収入金額から給与所得控除額を差し引いた給与所得（課税給与所得）の金額を記入します。**控除額の計算方法については申告書の裏面等に「給与所得の金額の計算方法」として表が記載されていますので、それを参考に算出します。
- 会社から既に年末調整計算ソフト等で求められた給与所得金額が示されている場合には、その金額を転記します。記入例として、収入金額が「5,000,000円」であれば、その行の所得金額欄に「3,560,000円」のように記入します。

給与所得以外の所得の合計額欄

- 給与以外に事業所得や不動産所得、雑所得など他の所得が見込まれる場合、その合計所得金額を記入します。副業収入がある場合や年の途中で退職して他社から収入を得た場合などは注意が必要です。
- 年間を通じて勤務先からの給与所得のみで他に所得がない場合は「0」または空欄となります。

源泉徴収票における 収入金額と所得金額の表示

支払金額欄

- **その年に会社が支払った給与・賞与などの総支給額が記載されています。**この金額こそ先述した「収入金額（給与等の収入金額）」に当たるもので、1年間の合計額です（一般に「年収〇〇円」という場合はこの支払金額を指します）。
- 先ほど説明した扶養控除等申告書や基礎控除申告書で記入した「給与所得の収入金額」と同じ数字が、源泉徴収票の支払金額欄にも反映されます。注意：非課税扱いの手当（通勤手当や出張旅費など）は支払金額に含めないのが原則です。源泉徴収票を見る際には、「支払金額」はあくまで課税対象となる給与等の総額である点を押さえておきましょう。

給与所得控除後の金額欄

- **支払金額から給与所得控除額を差し引いた後の金額が記載されています。**これは給与所得の金額、すなわち給与に関する所得金額です。源泉徴収票のこの欄を見ることで、その従業員の課税給与所得がいくらだったかが一目でわかります。一般に「所得」という場合、この控除後の金額を指します。
- たとえば源泉徴収票に「支払金額：5,000,000円、給与所得控除後の金額：3,560,000円」とあれば、給与の収入金額5,000,000円に対し給与所得控除1,440,000円が差し引かれて給与所得が3,560,000円であることが読み取れます。この金額は前述の基礎控除申告書で記載した「給与所得の所得金額」にも一致します。

所得控除の額の合計額欄

- 基礎控除や扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除など、各種所得控除の合計額が記載されます。
- こちらは「所得金額」からさらに個人的事情に基づく控除を差し引いた金額を示すもので、年末調整により確定した控除総額が載っています。

源泉徴収税額欄

- 年末調整の結果確定したその年の所得税合計額が記載されます（復興特別所得税を含む）。
- これは「給与所得控除後の金額－所得控除の額の合計額」に税率を適用して計算された所得税額であり、1年間に源泉徴収された税額との差額が精算されています。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。